

平成27年度第2回南島原市総合教育会議次第

日時 平成27年11月4日（水） 16時00分

場所 南有馬庁舎 2階会議室

1 市長あいさつ

2 テーマ

(1) 来年度予算について

- ・ A L T（外国語指導助手）の増員・充実について
- ・ その他

(2) 学校施設の整備・充実について

(3) 小・中一貫教育の取り組みについて

(4) 子育て・家庭教育支援について

(5) 来年度の総合教育会議について

(6) その他

南島原市ALTについて

南島原市教育委員会

学 校 教 育 課

1 これまでの成果

- (1) 正確な英会話が児童生徒の興味関心を高め、学習に常時生かされている。
- (2) 英語の習得だけでなく、日本と外国の文化や生活習慣の違いにふれ、国際理解教育にも役立っている。
- (3) 中学校・小学校・幼稚園等幅広い交流学习が展開できる。

2 経 費

- (1) 平成27年度 予算 28,713,000円
(参考 交付税算定額 28,365,000円)

平成27年度予算額	(千円)
語学指導外国青年招致事業(重点)	28,713
英語指導助手報酬	21,680
社会保険料	3,461
費用弁償	1,288
普通旅費	6
消耗品費	80
保険料	166
車借上料	1,210
自治体国際化協会特別会費負担金	822

- (2) 一人当たりの報酬

月額28万円(再任用された場合の2年目は月額30万円、3年目は月額32万5,000円、4年目以降は月額33万円)とし、所得税及び住民税が賦課される場合は、この報酬額から参加者が負担する。

3 任用期間

参加者の任用期間は、1年間とする。任用期間満了後、市は、参加者として必要な能力を有すると実証される場合には、1年間の再度の任用を行うことができる。

市は、引き続き5年間の任用期間が経過した場合においては、再度の任用は行わない。

4 配置・派遣計画

配置校 及び A L T 氏名	1週間の勤務日の割り振り					
	配置校	定期派遣校	1週	2週	3週	4週
深江中学校	3日	①深江小学校 ②大野木場小学校	○	○	○	○
		③小林小学校 ④飯野小学校	○	○	○	○
布津中学校	3日	①布津小学校 ②堂崎小学校 ③蒲河小学校	○	○	○	○
		④新切小学校 ⑤有家小学校 ⑥見岳小学校	○	○	○	○
有家中学校	※3日	西有家中学校	週2回			
		①西有家小学校	○		○	
北有馬中学校	3日	①長野小学校 ②龍石小学校 ③北有馬幼稚園	○	○	○	
		④有馬小学校 ⑤慈恩寺小学校	○	○	○	
南有馬中学校	3日	①南有馬小学校	○		○	
		②加津佐小学校 ③口之津小学校	○	○	○	○
口之津中学校	※3日	加津佐中学校	週2回			
		①野田小学校	○		○	

(1) 加津佐中学校は、口加高校へ県A L Tの定期派遣（週1回）を申請する。

(2) 西有家中学校は、島原翔南高校へ県A L Tの定期派遣（週1回）を申請する。

(3) 小学校の統合に伴い、小学校派遣を月1回から月2回へ移行していく。

(4) 平成27年度から、北有馬幼稚園にもA L Tを定期派遣する。

校舎・体育館の建築年度、経過年数

※ 小学校（平成27年4月現在）

学校名	校舎	
	建築年度	経過年数
有家	S38	51
堂崎	S40/H26	49/0
野田	S41	48
小林	S45/S58	44/31
南有馬	S45	44
深江	S46	43
布津	S48	41
加津佐	S49	40
西有家	S51	38
飯野	S52	37
大野木場	H12	14
有馬	H16	10
口之津	H17	9

学校名	体育館	
	建築年度	経過年数
深江	S44	45
堂崎	S51	38
小林	S51	38
加津佐	S52	37
野田	S52	37
有馬	S53	36
西有家	S53	36
南有馬	S56	33
布津	S56	33
飯野	S59	30
有家	H11	15
大野木場	H12	14
口之津	H17	9

※ 中学校（平成27年4月現在）

学校名	校舎	
	建築年度	経過年数
深江	S40/S41/S54/H5	48/47/35/21
加津佐	S43/S44/S58	45/44/31
口之津	S45	44
有家	S46	43
西有家	S48	41
北有馬	S49	40
南有馬	S50	39
布津	S55	34

学校名	体育館	
	建築年度	経過年数
深江	S44	45
有家	S48	41
口之津	S52	37
南有馬	S52	37
北有馬	S52	37
加津佐	H16	10
西有家	H26	0
布津	H26	0

学校教育法等の改正に伴う小中一貫教育の制度化について（まとめ）

南島原市教育委員会
学 校 教 育 課

1 法改正までの経緯

- (1) 教育再生実行会議（内閣総理大臣の私的諮問機関）からスタート
- (2) 背景として、近年の教育内容の量的・質的充実、中一ギャップへの対応、児童生徒の発達の早期化
- (3) 平成27年6月17日 法案成立
6月24日 法公布
平成28年4月 1日 施行

2 制度化の目的と基本的方向性

- (1) 「義務教育学校」という新たな学校種を設け小中連携教育の質を向上
- (2) 1人の校長の下、9年間一貫した教育を行う
- (3) 9年間一貫した教育課程の編成・実施
- (4) 市町村の学校設置義務の履行対象とする
- (5) 原則として小・中学校教員免許状を併有する教員配置（当分の間、例外認める）
- (6) 学習指導要領を基本とした上で、教育課程の特例を認める

	義務教育学校	現行小・中学校（小中一貫型含む）
修業年限	・ 9年	・ 小学校 6年 ・ 中学校 3年
設置義務	・ 設置義務履行とみなす	・ 市町村に設置義務
教育課程	・ 9年間の教育目標及び教育課程の編成 ・ 教育課程特例を申請なしで創設（新教科、入替え、移行等）	・ 小・中学校それぞれの教育目標、教育課程の編成 ・ 特例申請、指定が必要
組 織	・ 1人の校長 ・ 一つの教職員組織 ・ 教員は、小・中免許状併有 ・ 加配措置あり	・ 学校毎に校長（2人） ・ 学校毎に教職員組織 ・ 教員は、各学校種の免許状保有 ・ 加配措置あり
施 設	・ 一体・分離を問わず設置可能 ・ 義務教育学校設置は、国庫負担対象	・ 一体・分離を問わず設置可能 ・ 国庫負担対象は、統合・危険校舎

3 教育課程について

(1) 前期課程後期課程の区分の工夫が可能

先行取組事例では

- ・ 6年3年制 (72%)
- ・ 4年3年2年制 (26%)
- ・ 5年4年制 (1%未満)

具体的取組内容として

- ・ 学習指導上、生徒指導上の重点明確化
- ・ 独自教科、教科担任制導入
- ・ 習熟度別グループ編成の導入
- ・ 教員の校種間乗り入れ授業の導入
- ・ 50分授業、生徒会活動、部活動開始学年の変更(前倒し)

(2) 教育課程

小・中学校学習指導要領を準用

一定の範囲内で、設置者の判断により教育課程の特例を創設

先行取組事例では

- ・ 英語教育、外国語教育の導入 (82%)
- ・ 独自の教科等の創設 (72%)
- ・ 指導内容の前倒し (18%)

9年間を見通した教育課程の編成

4 設置について

(1) 名称 義務教育学校であることを明らかにした上で、個別の名称を用いることが可能

例 南島原市立小中一貫校 原城学園
南島原市立義務教育学校 南島原小中学校 等

(2) 就学指定(通学区域設定)の対象となり、入学者選抜は行わない

(3) 設置基準

- ・ 同一敷地に一体的に設置 (施設一体型) 13%
※成果が上がっている
- ・ 隣接敷地に分割して設置 (施設隣接型) 5%
- ・ 隣接していない異なる敷地に分割して設置 (施設分離型) 78%

(4) 教職員配置

「前期課程」は小学校、「後期課程は」中学校と同等の教職員定数算定
副校長・教頭に縦括担当として1人分の加算

・小学校（12学級）		・中学校（6学級）		・義務教育学校（18学級）	
校長	1	校長	1	校長	1
副校長		副校長		副校長	1
教頭	1	教頭	1	教頭	2
教諭	13.5	教諭	9.5	教諭	13.5 + 9.5
養護教諭	1	養護教諭	1	養護教諭	2
事務職員	1	事務職員	1	事務職員	2
総計 31人				総計 31人	

(5) 施設整備に係る国庫負担・補助

義務教育学校の施設整備についても、国庫負担・補助の対象

- ・公立学校施設整備費負担金により、原則、新增築に対して2分の1負担
 - ・学校施設環境改善交付金により、原則、改築、改修等の補助
- ※詳細は今後決定

5 教員免許状

(1) 配置教諭の免許状

小・中学校教員免許状の併有を原則とする（当分の間、例外を認める）

- ・同教科であれば、小・中学校での指導が可能
- ・チーム・ティーチングであれば、教科を問わず校種を越えて指導可能
- ・国は、認定講習等、併有促進策を推進

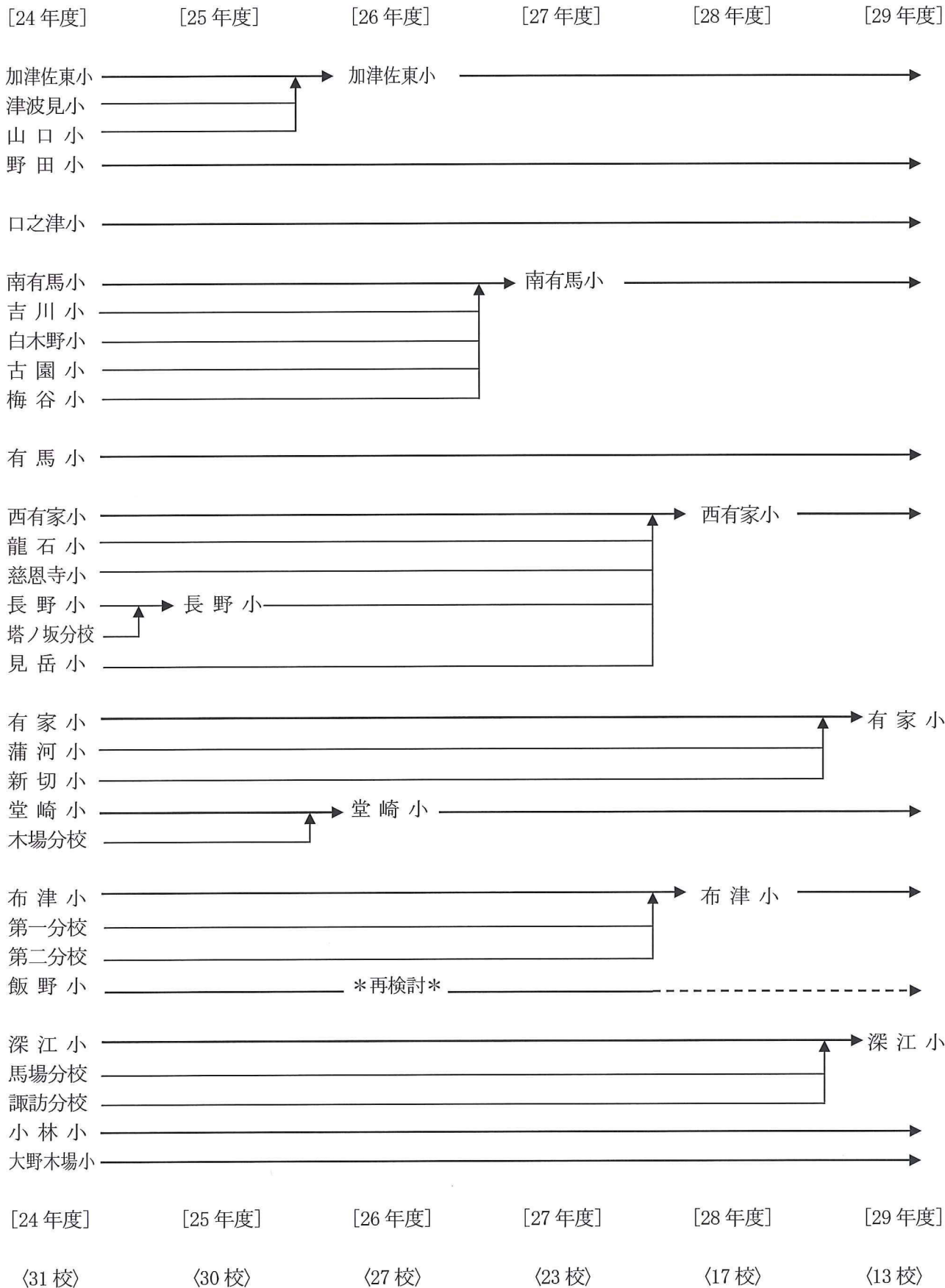
6 施行までのスケジュール

平成27年8～9月 法改正説明会（全国7ブロック）
10月 政令公布
11月 省令公布
年内 告示制定、ガイドライン等を策定
平成28年 1月 導入意向調査
4月1日 施行
※ただし、準備行為は可能

7 その他

コミュニティ・スクール（学校運営協議会が学校運営に携わる）の推進

南島原市立小学校適正規模・適正配置事業実行計画による統廃合スケジュール



南島原市の幼児及び南島原市立小・中学校児童・生徒数

H27.5.1現在

町名	小学校名						小学校						中学校			
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年
加津佐	加津佐小学校	17	17	21	11	20	20	29	22	30	29	36	31	45	55	59
	野田小学校	12	13	11	15	9	10	15	15	13	9	13	14			
	町合計	29	30	32	26	29	30	44	37	43	38	49	45			
口	口之津小学校	33	34	25	27	39	28	36	36	35	33	40	40	41	44	36
南	南有馬小学校	22	26	34	31	38	32	48	35	26	33	31	30	44	44	41
北	有馬小学校	20	21	22	30	26	27	22	28	25	38	29	35	27	32	48
西有家	西有家小学校	28	37	27	45	34	42	39	35	41	50	45	34	68	74	76
	龍石小学校	5	11	3	10	4	10	8	5	7	10	6	8			
	慈恩寺小学校	3	1	3	2	6	2	6	5	6	3	1	3			
	長野小学校	5	9	7	5	7	3	9	6	10	8	6	4			
	見岳小学校	6	5	8	3	7	5	3	3	7	6	6	7			
	町合計	47	63	48	65	58	62	65	54	71	77	64	56			
有家	有家小学校	31	36	38	47	30	32	38	40	37	49	34	35	93	70	83
	蒲河小学校	14	9	9	4	7	3	4	7	5	6	7	11			
	新切小学校	11	7	9	8	8	6	9	9	8	11	10	5			
	計	56	52	56	59	45	41	51	56	50	66	51	51			
	堂崎小学校	15	16	22	12	20	15	10	15	20	11	17	21			
	町合計	71	68	78	71	65	56	61	71	70	77	68	72			
布津	布津小学校	16	17	15	18	9	22	14	21	30	29	18	21	37	41	46
	第一分校	6	3	7	3	3	4	3	7	5	/	/	/			
	第二分校	4	5	3	7	4	3	8	3	/	/	/	/			
	計	26	25	25	28	16	29	25	31	35	29	18	21			
	飯野小学校	12	7	8	7	8	4	6	13	11	6	14	8			
	町合計	38	32	33	35	24	33	31	44	46	35	32	29			
深江	深江小学校	9	21	10	11	9	15	11	19	27	33	47	32	85	71	85
	馬場分校	12	20	16	27	14	13	15	13	/	/	/	/			
	諏訪分校	8	14	11	9	6	8	5	/	/	/	/	/			
	計	29	55	37	47	29	36	31	32	27	33	47	32			
	小林小学校	12	18	10	18	13	18	10	13	17	11	24	18			
	大野木場小学校	10	14	16	26	17	24	12	21	22	21	11	21			
	町合計	51	87	63	91	59	78	53	66	66	65	82	71			

【学校教育課】

(3) 子育て・家庭教育支援について

①就学援助制度

南島原市立の小・中学校に就学している児童・生徒に、学用品費や学校給食費の一部を援助する就学援助制度です。（別紙参照）

※平成26年度実績

<小学校> 支出済額 17,809,686円 286名

<中学校> 支出総額 15,930,076円 169名

※要保護については、医療費、修学旅行の定額補助あり

小学校・・・要保護者5名 25,000円

中学校・・・要保護者3名 75,000円

②特別支援教育就学奨励費

南島原市では、市立小・中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者の経済的負担軽減を図るため、その世帯の収入が一定額以下である場合、学用品費や給食費など学校での学習に必要な費用の一部を就学奨励費として支給している。（要保護・準要保護児童生徒就学援助を受けている世帯は除く）

※平成26年度実績

<小学校> 支出済額 812,757円 31名

<中学校> 支出済額 840,863円 18名

※国の補助割合は、1/2以内

小学校・・・350,000円

中学校・・・363,000円

③幼稚園就園奨励事業

私立幼稚園の設置者が保護者の経済的な負担を軽くするため保育料等を減免する場合に「幼稚園就園奨励費補助金交付要綱」に基づき、入園料・保育料を各私立幼稚園に行っています。

なお、この幼稚園就園奨励事業につきましては、その経費の一部が国（文部科学省）から幼稚園就園奨励費補助金として交付されます。

※平成26年度実績

支出済額 25,805,000円 171名

※1/4補助 6,403,000円

- ・有家たちばな
- ・たちばな
- ・深江幼稚園
- ・有明幼稚園
- ・原城幼稚園
- ・ひかわ第一幼稚園
- ・小浜幼稚園

※平成27年度は原城幼稚園のみ

④すこやか子育て幼稚園支援事業

市内に居住する2人以上の児童を扶養する保護者の経済的負担を軽減することにより、幼児教育の向上及び子どもを育てやすい環境づくりに寄与するため、第2子の園児の保育料の半額（第3子以降は全額）を補助する南島原市すこやか子育て幼稚園支援事業を行う。

※平成26年度実績

支出済額 695,700円 12名

※国の補助なし。



平成28年度 就学援助制度のお知らせ

南島原市教育委員会

南島原市では、市立の小・中学校に就学しているお子さんたちが、学用品費や学校給食費の心配をすることなく義務教育が受けられるよう、その費用の一部を援助する就学援助制度を設けています。

援助を希望される方は、下記の事項をご参照のうえ、学校へ申請の手続きをしてください。

なお、ご不明な点は、問い合わせ先へお気軽にご相談ください。

援助を受けることができる方

就学援助を受けることができる方は、南島原市に住所を有し、市内の小・中学校に在学するお子さんのいる世帯で一定の要件などにより教育委員会が認定した方(保護者)となります。

援助対象となる世帯の主な要件

- (1) 生活保護法の規定による保護の停止または廃止となった世帯
- (2) 各種税条例による減免を受けた世帯(市民税、固定資産税、国民健康保険税等)
- (3) 児童扶養手当法による児童扶養手当を受給している世帯
- (4) 国民年金法の規定に基づく、国民年金保険料掛金の減免を受けた世帯
- (5) 保護者が特別の事情により、子どもを就学させるのが困難と認められる世帯

【参考】対象となる所得のめやす

世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人
世帯総所得額	185万円	221万円	259万円	308万円	354万円

※世帯総所得額 ① 給与所得者の場合、源泉徴収票の「支払金額」欄の金額を指します。
 ② 事業所得者の場合、「収入金額から必要経費を差し引いた金額」を指します。
 ※上表は、あくまで「めやす」ですので、世帯の状況により異なります。

援助の内容

1	新入学用品費 (新1年生のみ)	新たに入学する児童又は生徒が通常必要とする学用品の購入に係る経費の一部 ※小・中学校の1年生で4月当初認定者のみ。
2	学用品・通学用品費	学用品費等の購入に係る経費の一部
3	通学費	公共交通機関で通学し、片道の通学距離が小学生4km以上、中学生で6km以上あるとき (ただし、通学区域の変更による場合を除く)
4	校外活動費	校外活動に参加したときの交通費・見学料の一部
5	修学旅行費	修学旅行に参加したときの均一に負担する経費
6	医療費	特定の疾病(結膜炎、中耳炎、虫歯など)にかかり学校で治療を指示した場合の費用
7	給食費 (実費)	給食費として保護者が負担する経費

援助の支給額等

援助費の支給額は、市の支給要綱に定める額を限度額として支給します。

援助する費用については、各世帯に援助するものであり、支払いを免除するものではありませんので保護者が各自の責任により納入していただく必要があります。

ただし、学校給食費・医療費については教育委員会から関係機関へ支払います。

援助を希望される保護者は、学校から受給申請書の用紙を受け取り、必要事項を記入のうえ就学する学校へ提出してください。

申請の時期は、年間を通じて可能ですが**新1年生は4月11日までに就学する学校へ**申請してください。

また、申請書は市のホームページからもダウンロードできます。

問い合わせ先

南島原市教育委員会学校教育課(電話050-3381-5081)・または各小中学校へお尋ねください。

南島原市特別支援教育就学奨励費について

南島原市では、市立小学校、及び中学校の特別支援学級に在籍する児童及び生徒の保護者の経済的負担軽減を図るため、その世帯の収入が一定額以下である場合、学用品費や給食費など学校での学習に必要な費用の一部を就学奨励費として支給しています。

(ただし、要保護・準要保護児童生徒就学援助を受けている世帯は、この援助の対象にはなりません。)

支給を予定する経費 (単価は変動する場合があります)

区 分	支給額	
	小学校	中学校
学校給食費	実費×1/2	実費×1/2
修学旅行費	実費×1/2 (上限10,440円)	実費×1/2 (上限28,185円)
校外活動費 (泊無し)	実費×1/2 (上限775円)	実費×1/2 (上限1,120円)
校外活動費 (泊有り)	実費×1/2 (上限1,785円)	実費×1/2 (上限3,005円)
学用品・通学用品 購入費	実費×1/2 (上限5,710円)	実費×1/2 (上限11,160円)
新入学学用品・ 通学用品購入費 (1年生のみ)	実費×1/2 (上限10,235円)	実費×1/2 (上限11,775円)

このうち「学用品・通学用品購入費」、「新入学学用品・通学用品購入費」については、購入した際のレシートや領収書の提出が必要となります。特別支援学級に通級を予定されており、支給を希望される場合は、ランドセルや通学用かばん、通学用の靴など、学用品のレシートや領収書を申請時期までに大切に保管してください。

平成 27 年度の場合

- ・学用品・通学用品購入費は、平成 27 年 2 月から平成 28 年 1 月までに購入されたものを対象とします。
- ・新入学児童生徒学用品・通学用品購入費は平成 27 年 4 月までに購入されたものを対象とします。
- ・申請手続きについては学校を通じて平成 27 年 6 月以降にお知らせいたします。

学用品とは、名札、筆記用具、筆箱、ノート、水筒、上履き、体育用靴、体操着、ゼッケン、スクール水着、エプロン、リコーダー、絵の具セットなどをいいます。

通学用品とは、ランドセル、通学用靴、制服、レインコート、防寒用ジャンパー、手袋、マフラー、雨傘などをいいます。

※ご不明な点がございましたら教育委員会学校教育課 (Tel 050-3381-5081) または通学される学校へお問い合わせください。

保護者の皆様へ

南島原市私立幼稚園就園奨励費補助金について

南島原市教育委員会学校教育課

南島原市では、私立幼稚園の設置者が保護者の経済的な負担を軽くするため保育料等を減免する場合に幼稚園就園奨励費補助金交付要綱に基づき、入園料・保育料の補助を各私立幼稚園に行っています。

なお、この幼稚園就園奨励事業につきましては、その経費の一部が国(文部科学省)から幼稚園就園奨励費補助金として交付されています。

補助金の対象となる園児

南島原市に居住(住民登録)し、私立幼稚園に就園している満3歳児(満3歳に達した幼児が翌年度の4月を待たずに年度途中から幼稚園に就園する場合を含む)から小学校就学の始期に達するまでの園児。

条件及び補助限度額

- ①従来条件…幼稚園児のみの(小学校1年生～小学校3年生までに兄・姉がいない)世帯。
- ②新条件…小学校1年生～小学校3年生までに兄・姉がいる世帯。

※補助限度額

		補 助 区 分					
	園 児	対 象 経 費	I 生活保護を受けている世帯	II 市民税が非課税の世帯(均等割のみ課税も含む)	III 市民税所得割課税額77,100円以下の世帯	IV 市民税所得割課税額211,200円以下の世帯	V 市民税所得割課税額211,201円以上の世帯
① 従来条件	第1子	入園料・保育料の合計額	308,000円	272,000円	115,200円	62,200円	-
	第2子		308,000円	290,000円	211,000円	185,000円	154,000円
	第3子		308,000円	308,000円	308,000円	308,000円	308,000円
② 新条件	第2子		308,000円	290,000円	211,000円	185,000円	154,000円
	第3子		308,000円	308,000円	308,000円	308,000円	308,000円

《注意》

- 1 上記のⅢ・Ⅳの市民税所得割課税額は夫婦と16歳未満の子ども2名の世帯の場合の金額です。それ以外の世帯構成の場合は裏面をご覧ください。
- 2 市町村民税の所得割額が2人以上に課税されている世帯は、その合計額となります。
- 3 年度途中に入退園された時は月割りで減額となります。【算定式】…上記の単価×(保育料の支払い月数+3)÷15
- 4 幼稚園への実際の支払額が減免額を下回る場合は、当該支払額を限度とします。
- 5 小学校1～3年生に兄・姉がいる場合は、新条件を適用し、幼稚園に1人在園していても第2子として申請できます。

必要な書類及び手続き

- ①保育料等減免措置に関する調書(様式第3号)…幼稚園から配布されます。
- ②保護者の世帯全員の課税台帳の閲覧に関する同意書 又は、27年度の市民税額がわかる書類の写し
- ③手続きに関しましては、幼稚園を通じて行ってください。

第Ⅲ階層

市民税所得割額が34,500円に①、②の合計を加えた額以下

- ①16才未満の扶養親族数×21,300円
②16才以上19才未満の扶養親族数×11,100円

第Ⅳ階層

市民税所得割額が171,600円に①、②の合計を加えた額以下

- ①16才未満の扶養親族数×19,800円
②16才以上19才未満の扶養親族数×7,200円

※年齢はH26.12.31現在で計算してください

具体的な判定金額は、下記の早見表をご覧ください。

【早見表】(平成27年度第Ⅲ階層の場合)

19歳未満の扶養親族の数 (H8. 1. 2以降生まれ)			基準(上限)額
	16歳未満 (H11. 1. 2 ~ H26. 12. 31 生まれ)	16歳以上 19歳未満 (H8. 1. 2~H1 1. 1. 1生まれ)	市町村民税 所得割課税額 (円)
	0人	0人	
1人	1人	0人	55,800
2人	1人	1人	66,900
	2人	0人	77,100
3人	1人	2人	78,000
	2人	1人	88,200
	3人	0人	98,400
4人	1人	3人	89,100
	2人	2人	99,300
	3人	1人	109,500
	4人	0人	119,700
5人	1人	4人	100,200
	2人	3人	110,400
	3人	2人	120,600
	4人	1人	130,800
	5人	0人	141,000

【早見表】(平成27年度第Ⅳ階層の場合)

19歳未満の扶養親族の数 (H8. 1. 2以降生まれ)			基準(上限)額
	16歳未満 (H11. 1. 2 ~ H26. 12. 31 生まれ)	16歳以上 19歳未満 (H8. 1. 2~H1 1. 1. 1生まれ)	市町村民税 所得割課税額 (円)
	0人	0人	
1人	1人	0人	191,400
2人	1人	1人	198,600
	2人	0人	211,200
3人	1人	2人	205,800
	2人	1人	218,400
	3人	0人	231,000
4人	1人	3人	213,000
	2人	2人	225,600
	3人	1人	238,200
	4人	0人	250,800
5人	1人	4人	220,200
	2人	3人	232,800
	3人	2人	245,400
	4人	1人	258,000
	5人	0人	270,600

子育て・家庭教育支援事業～住み続けたい、住んでみたいまちへ～

教育

- ・初ママプログラム
- ・初ママセカンド
- ・親育ち講座
- ・赤ちゃんおはなし会
- ・ブックスタート支援者研修
- ・コアサポーター養成
- ・家庭教育アドバイザー養成
- ・わくわく広場
- ・保護者支援研究所
- ・赤ちゃんおはなし会
- ・MFPファシリテーター養成

- ・幼稚園就園奨励
- ・すこやか子育て幼稚園支援事業
- ・幼保保護者親育ち講座
- ・MFP講座
- ・わくわく広場
- ・幼保連携教育講演会
- ・親子おはなし会
- ・親子図書館教室
- ・家庭教育支援者派遣
- ・保護者支援認証制度
- ・人材養成講座
- ・ひまわり夢劇場

- ・就学援助制度
- ・特別支援教育就学奨励費
- ・特別教育支援助手配置
- ・子ども支援員配置
- ・ICT支援員配置
- ・心の教室相談員配置
- ・通級型心の教室
- ・外国語指導助手配置
- ・ICT授業
- ・スポーツ大会出場助成
- ・社会体育活動助成

- ・放課後子ども教室
- ・土曜学習推進事業
- ・サマースクール
- ・通学合宿
- ・親子体験活動
- ・青少年健全育成事業
- ・子ども会事業
- ・PTA支援
- ・学校支援事業
- ・親学びプログラム
- ・芸術鑑賞事業
- ・郷土芸能継承
- ・文化団体育成支援
- ・版画ふるさとづくり
- ・青少年劇場
- ・読書活動推進事業
- ・図書館ライブ
- ・親子図書館教室
- ・MFP講座
- ・教育講演会
- ・人材養成講座

- ・就学援助制度
- ・特別支援教育修学奨励費
- ・南島原未来塾
- ・土曜学習推進事業
- ・青少年健全育成
- ・PTA支援
- ・学校支援事業
- ・人権教育事業
- ・郷土芸能継承
- ・芸術鑑賞事業
- ・文化団体育成支援
- ・青少年劇場
- ・読書活動推進
- ・MFP講座
- ・人材養成講座
- ・心のふるさと交流事業
- ・スポーツ大会出場助成

子ども
夢・憧・志

- ・高校生キャリア教育支援事業
- ・模擬面接指導
- ・文化団体育成支援
- ・奨学資金制度
- ・婚活支援自分みがき講座
- ・青年団育成支援事業
- ・スポーツ大会出場激励補助

乳児

幼児

小学生

中学生

高校生・青年

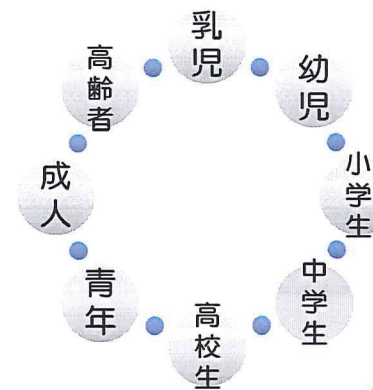
福祉

- ・乳児全戸訪問
- ・乳児一般健康診査
- ・乳児相談
- ・お遊び教室
- ・予防接種の実施
- ・子育て支援センター（16箇所）での育児支援
- ・保育事業の支援
- ・ブックスタート事業
- ・乳幼児福祉医療
- ・未熟児医療
- ・児童手当
- ・母子家庭自立支援

- ・定期健診
- ・幼児健康相談
- ・リスク家庭等への指導、支援
- ・お遊び教室
- ・子どもの生活リズムを守り隊
- ・予防接種の実施
- ・子育て支援センター育児支援
- ・保育事業の支援
- ・保育料軽減
- ・乳幼児福祉医療
- ・未熟児医療
- ・児童手当
- ・母子家庭自立支援

- ・インフルエンザ予防接種助成
- ・小児生活習慣病予防事業
- ・学童保育（小学6年生以下）
- ・こども医療費の助成
- ・家庭児童相談室の支援
- ・生活困窮者の助産施設の入院等への助成

- ・いのちの学習
- ・こども医療費の助成



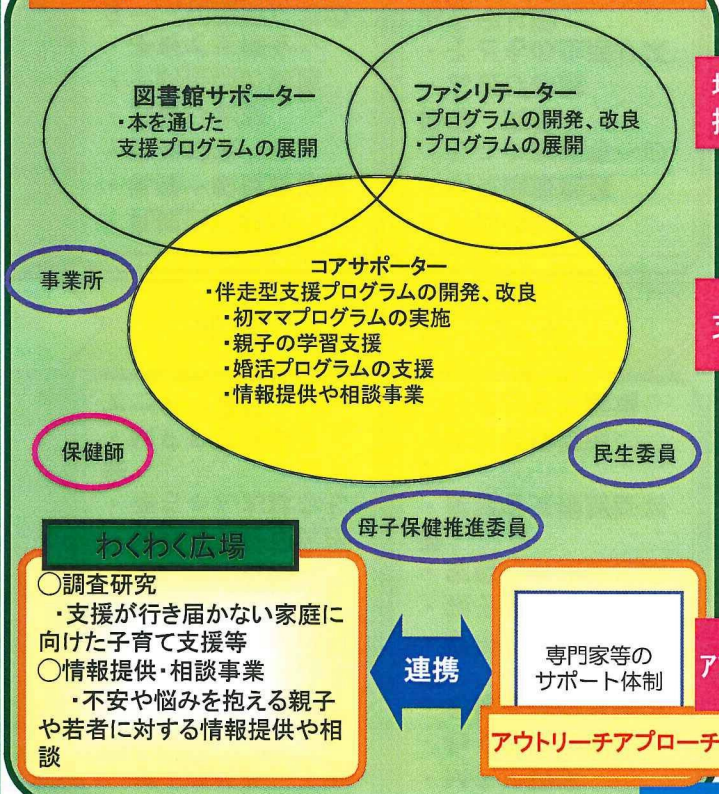
課題

◆ 少子・高齢化や過疎化の進行、若者の県外流出、基幹産業後継者の嫁不足、未婚率の上昇、女性の晩婚化傾向の進行など

必要な施策

- 伴走型支援による切れ目のない学習展開と婚活支援
- 地域人材の育成及び支援体制づくり

地域人材を活用した支援体制づくり



学習機会の充実

- 伴走型支援プログラムの展開及び人生各期における講座等の実施
- ①初ママプログラム（第1子が生後2～6カ月の乳児母子を対象とした新米ママの育児不安解消等）
- ②MFP講座の実施
 - ・親学び版（乳幼児期～高校生を持つ保護者対象に成長各期における子育て不安等の解消）
 - ・親子版（幼児期～学童期の親子を対象として、公民館や学校、図書館等を活用し、ひと・もの・ことを題材に親子による豊かな自然体験や製作体験により、郷土愛や親子の信頼関係の醸成）
 - ・子学び版（小学生～高校生を対象として、各期における学習活動や体験・交流活動等を通して、夢や憧れ、自己肯定感の醸成や結婚・妊娠・出産への理解と自立支援）
- ③婚活プログラムの実施
 - ・自分みがき講座（自活力や婚活力をあげるための独身男女のスキルアップとフォローアップ）

場の拡大

支援

参加

課題を抱える家庭、結婚適齢期の男女

【支援の内容】

- 子育て支援（育児不安等の悩みや子どもの発達、教育等に関する相談や情報提供）
- 婚活支援（婚活に対する悩みに関する相談や情報提供）

成果

- 楽しく充実感を感じた子育て
- 親子の愛着形成や信頼の絆
- 自活力
- 結婚や子ども願望
- 地域で支える体制
- きめ細かい伴走型支援

- ①地域人材の育成拡大及び独自支援プログラムの実施による伴走型による切れ目のない地域の子育て力向上
- ②若者の人間力向上による結婚率のアップ

地域の特性や環境面を最大限に活用した結婚、妊娠・出産、子育てしやすい支え合う地域づくり

南島原市っ子の「夢・憧れ・志」育成プロジェクト

生涯学習課

事業概要

社会全体で「夢・憧れ・志」を持った子どもを育むための環境を整備し、家庭や地域の教育力の向上を図りながら、成人になるまでの途切れることのない青少年教育活動によって本市の将来を担う人材の育成を目指す。

放課後子ども教室推進事業

◆地域の教育力を活かした「寺子屋21」教室を平日の放課後に実施

土曜学習推進事業

◆地域の教育力を活かした「寺子屋21」教室を週末に実施
・全域の小中学校で約100教室を開催

通学合宿モデル事業

◆1週間の集団生活体験を通して生活習慣や自主性を培い併せて、家庭の教育力向上を図る。5地区で実施

学校支援会議モデル事業

◆学校支援会議モデル校を平成30年度までに3校を指定し、学校支援会議の活動促進を図る。

学校支援会議

・授業支援 ・課外活動支援
・地域交流 ・安全確保 ・環境整備
・居場所づくり ・子どもへのメッセージ



子ども
夢・憧れ・志

多様な教育活動の実施

南島原サマースクール

◆子どもたちの「夢・憧れ・志」を育むために県内の大学生との交流学习

南島原未来塾

◆家庭の事情で学習環境が不安定な高校入試を控えた中学3年生を対象として実施。放課後の空き教室で中学校3カ所を予定。

高校生自立支援対策事業「南島原キャリア教育講座」

◆就職活動を控えた高校3年生を対象とした自立支援学習を実施。

子どもの育ちや学びを核とした
支え合う地域づくり

青少年団体等との
連携・協働

ココロ
ねっこ運動